

▶ 整備基準抜粋

改札口を設ける場合においては、そのうち1以上の改札口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

▶ 目標となる基準抜粋

改札口を設ける場合においては、そのうち1以上の改札口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。

イ 同上

▶ 解説

ア 適用

- 改札口は車いす使用者や高齢者、他の障害者等、誰もが安全に、円滑に利用できるよう整備することが求められている。

イ 幅

- 整備基準の幅80cmは、車いすで通過できる寸法
- 目標となる基準の幅90cmは、車いすで通過しやすい寸法

ウ 段差の解消

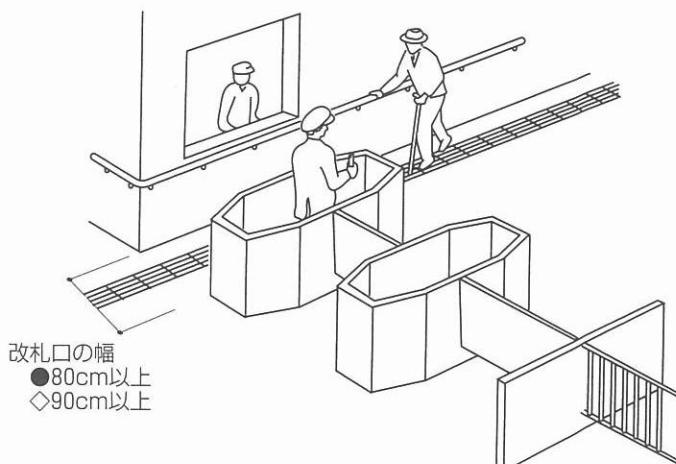
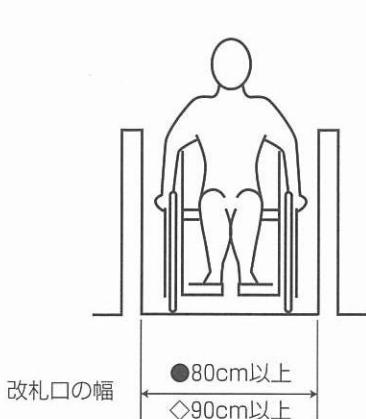
- 車いす使用者への配慮として、段差（高低差が2cm以下で丸みを持たせた段は除く）を設けない。

▶ 配慮事項

- 改札口の途中では静止し待つことが求められることが多いとともに、円滑に通過できることが求められることから、床は水平に保つことが求められる。
- 自動改札機を設ける場合は、有人改札口も設けること。
- 自動改札機又はその周辺において、自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等挿入口を色で縁取るなど識別しやすいものとすること。

改札口の整備例

改札口の整備例



●△車いす使用者の通過に支障となる段を設けない

凡例

●印：整備基準に定めるもの

△印：目標となる基準に定めるもの

無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項